

横浜市障害者施設等通所者交通費助成事業

社会参加の促進を図る目的で、障害者施設等に通所する障害者に対して、通所の際にかかる交通費の一部を助成します。

対象者

横浜市内に居住する 15 歳以上の障害者施設等通所者 及び 送迎介助者で、主に公共交通機関（電車・バス）または、自家用車（四輪）を利用している者

【本事業の対象となる事業（市外含む）】

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労支援施設※1、地域活動支援センター（横浜市精神障害者生活支援センターを除く）、地域作業所※2、精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア※3

※1 横浜市総合リハビリテーションセンターに設置するものに限る ※2 市町村より運営費の補助を受けている作業所に限る
※3 生活保護受給者で、精神科デイ・ケア、ショート・ケア、ナイト・ケア及びデイ・ナイト・ケアに通所している者は除く

助成額

●主に公共交通機関（電車・バス）を利用する場合



「通所回数×通所 1 回あたりの助成単価」又は「6 か月定期券代」のいずれか低い金額を助成

通所回数	×	通所 1 回あたりの助成単価 (事前決定)		6 か月定期券代 (事前決定)
<対象者> 通所した回数 <送迎介助者> 送迎を行った回数 ※実際の通所経路や手段は問いません		<対象者> 障害者割引適用後の通所 1 回あたりの運賃 <送迎介助者> 通常運賃の 1.5 倍の金額 ※主な通所経路を基に、事前申請・決定（原則、経済的かつ合理的経路）	い ず れ か 低 い 金 額 を 助 成	<対象者> 障害者割引適用後の 6 か月定期券代 <送迎介助者> 通常の 6 か月定期券代

※ 福祉特別乗車券及び敬老特別乗車証の交付対象者は、その取得の有無に関わらず、乗車券等の利用が可能な交通機関（市営地下鉄、バス、シーサイドライン）の運賃は、助成対象外です。

●主に自家用車（四輪）を利用する場合



「通所回数×通所 1 回あたりの助成単価」の金額を助成

- ※ 助成単価は、居住地から施設等の最短経路の距離 1 kmにつき 20 円（1 km未満切上げ）で事前決定
- ※ 障害の状況等から、自家用車以外の通所手段がない場合に限ります。

【助成対象外の経費】

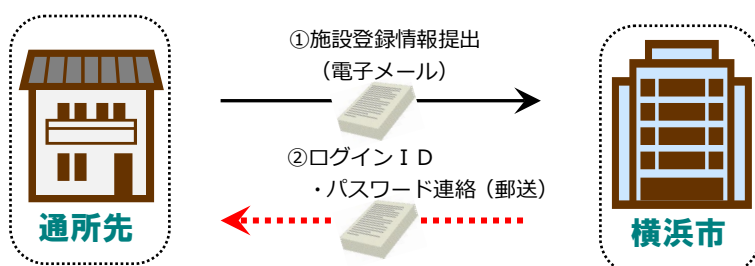
- ✚ 福祉特別乗車券及び敬老特別乗車証の適用区間（交付対象者は、取得の有無に関わらず対象外）
- ✚ 対象者が「障害者移動支援事業」のガイドヘルパーによる付添い支援を受けて通所する場合の送迎介助者分の交通費
- ✚ お試し通所期間の交通費
- ✚ 本事業以外から交通費助成を受けている場合
- ✚ “就労アセスメント”を受ける目的で、就労移行支援事業所へ通所した期間の交通費

請求方法 及び 請求までの流れ

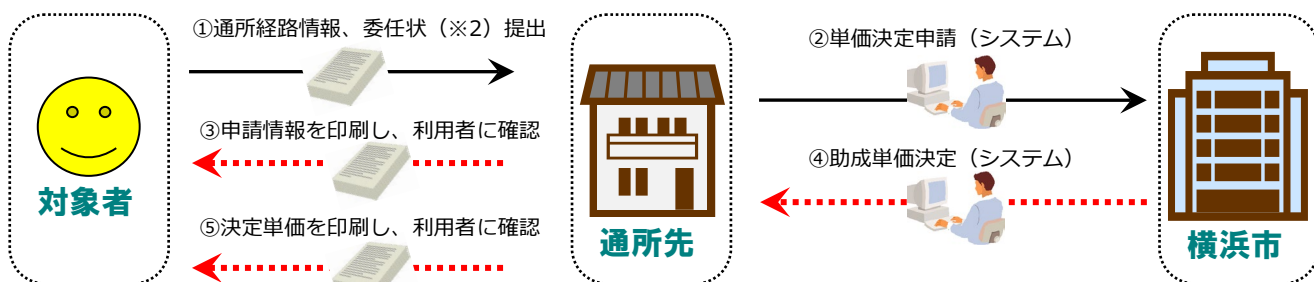
対象者から請求事務の委任を受けた障害者施設等が、対象者分を取りまとめて、横浜市に半年ごとに請求を行います。（対象者個人からの申請は、受け付けていません。）

請求までの流れ

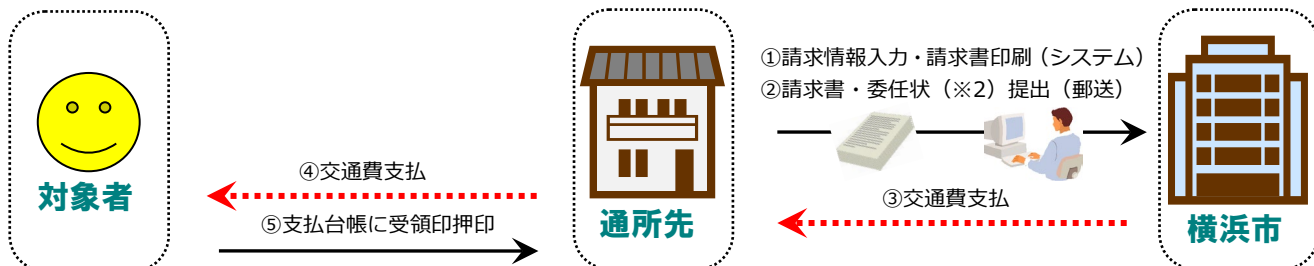
① 施設登録（1回のみ）



② 助成単価の決定（利用者毎に初回のみ）



③ 請求（半年毎）（※3）



※1 引越等による通所経路の変更、手帳情報の変更等があった場合には、変更申請が必要です。

※2 委任状の提出は、年度に1回となります。

※3 横浜市への請求書の提出期限 は、次の通りです。

前半期分（当該年度の4月から9月通所分）：10月1日～20日

後半期分（当該年度の10月から3月通所分）：翌年度4月1日～20日

その他

本事業の詳細については、横浜市ホームページにて確認できます。

【横浜市 HP】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/anai/gaishutsu/shien/kotsuhi.html>

横浜市 健康福祉局 障害福祉課 移動支援係 「通所者交通費担当」
電話：045-671-2401 Fax：045-671-3566